

○国土交通省告示第五百十一号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第九項の規定に基づき、この告示を制定する。

令和三年六月四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第九項の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定める件

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金については、その利率は年五パーセントとし、その償還期間は北海道旅客鉄道株式会社から借り入れる場合にあつては借入れの日から令和十八年九月三十日までの期間（当該借入れの日から同日から起算して十年を経過する日以後最初に到来する期限日（九月三十日又は三月三十一日をいう。以下同じ。）までの据置期間を含む。）、四国旅客鉄道株式会社から借り入れる場合にあつては借入れの日から令和三十三年九月三十日までの期間（当該借入れの日から同日から起算して二十年を経過する日以後最初に到来する期限日までの据置期間を含む。）とし、その償還は元利均等半年賦償還の方法によるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。